

添付図書

□ 届出書添付書類関係

行為の種類	種類	縮尺	明示すべき事項	条例		景観計画
				定規模	特定地区	
建築物の新築等 (新築・増築・改築・移転)	付近見取図	1/2, 500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●	●
	配置図	1/200 以上 ^{※1} 1/100 以上 ^{※2}	敷地の境界、敷地内における建築物の位置	● ※1	● ※1	● ※2
	各階平面図 (屋上を含む。)	1/200 以上	屋上の設備機器の配置	●	●	●
	着色立面図 (各面 ^{※1} 、二面以上 ^{※2})	1/200 以上 ^{※1} 1/50 以上 ^{※2}	各部の仕上げ、色彩のマンセル値及び屋上の設備機器	● ※1	● ※1	● ※2
	断面図	1/200 以上	当該敷地及びその周辺の状況	●	●	△
	屋外広告物の掲示図	1/200 以上	色彩のマンセル値	●	●	△
	外構計画図	1/200 以上	フェンス、門、塀、舗装等の仕上げ及び色彩並びに植栽の樹種、樹高、配置及び緑視率の算定式	●	●	●
	透視図 状況カラー写真		建築物、外構及び周辺の状況 敷地及び敷地の周辺（隣接地）の状況	● ●	● ●	● ●
建築物の修繕等 (外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更)【一定規模以上開発等における修繕等については、建築物の外観の過半を変更することとなるもの】	付近見取図	1/2, 500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●	●
	配置図	1/200 以上 ^{※1} 1/100 以上 ^{※2}	敷地の境界、敷地内における建築物の位置	● ※1	● ※1	● ※2
	各階平面図	1/200 以上	屋上の設備機器の配置	△	△	●
	着色立面図 (各面 ^{※1} 、二面以上 ^{※2})	1/200 以上 ^{※1} 1/50 以上 ^{※2}	各部の仕上げ、色彩のマンセル値及び屋上の設備機器	● ※1	● ※1	● ※2
	屋外広告物の掲示図	1/200 以上	各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	●	●	△
	透視図		建築物、外構及び周辺の状況			●
	状況カラー写真		敷地及び敷地の周辺（隣接地）の状況	●	●	●
工作物の建設等 (新築等・修繕等) 【一定規模以上開発等における修繕等については、建築物の外観の過半を変更することとなるもの】	付近見取図	1/2, 500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●	●
	配置図	1/200 以上 ^{※1} 1/100 以上 ^{※2}	敷地の境界、敷地内における建築物の位置	● ※1	● ※1	● ※2
	平面図	1/200 以上		●	●	●
	着色立面図 (各面 ^{※1} 、二面以上 ^{※2})	1/200 以上 ^{※1} 1/50 以上 ^{※2}	各部の仕上げ、色彩のマンセル値	● ※1	● ※1	● ※2
	透視図		建築物、外構及び周辺の状況	△	△	●
	状況カラー写真		敷地及び敷地の周辺（隣接地）の状況	●	●	●
開発行為・ 土地の形質の変更	付近見取図	1/2, 500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●	●
	現況図	1/200 以上	地形及び植生の状況	●	●	●
	造成計画図	1/200 以上	平面図、断面図	●	●	●
	土地利用計画図	1/200 以上	区域内の土地利用の区分	●	●	●
	法面仕上図	1/200 以上		●	●	●
	植栽計画図	1/200 以上	植栽の樹種、樹高及び配置	●	●	●
	透視図 状況カラー写真		行為を行う土地及び周辺の状況 土地及び土地の周辺（隣接地）の状況	● ●	● ●	● ●

木竹の植栽又は伐採	付近見取図	1/2, 500以上	方位及び敷地の位置	▲	●	●
	現況図	1/200 以上	地形及び植生の状況	▲	●	●
	植栽計画図	1/200 以上	植栽の樹種、樹高及び配置	▲	●	●
	透視図		行為を行う土地及び周辺の状況	▲		●
	状況カラー写真		敷地及び隣接地の状況	▲	●	●
屋外広告物の建設等（新築等・修繕等）又は設置	付近見取図	1/2, 500以上	方位及び敷地の位置	●	●	▲
	配置図	1/200 以上	敷地の境界及び屋外広告物の位置	●	●	▲
	各面の着色立面図	1/200 以上	各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	●	●	▲
	透視図		屋外広告物及び周辺の状況	●	●	▲
	状況カラー写真		敷地及び隣接地の状況	●	●	▲

(注意)

- 1 各届出書の提出部数は、2部（正1部、副1部）。ただし、景観法第16条第1項（景観計画区域内行為の届出）にあつては、宝塚市都市景観条例第17条第1項（一定規模以上開発等の届出）又は第2項（景観計画特定地区内行為の届出）に添付した書類と兼ねることができます。
- 2 宝塚市都市景観条例第17条第1項（一定規模以上開発等の届出）又は第2項（景観計画特定地区内行為の届出）には、届出概要書を添付してください。
- 3 代理人が手続きを行う場合は、委任状（任意様式、1部）を正本に添付してください。
- 4 都市景観デザイン審査に付す場合、別途指示する書類15部の提出が必要になります。